



10月1日から



3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限25,700円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。



【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象**とされます。
(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、ご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 (注1) 保育所、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
 (注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、下記の内容をご確認ください。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

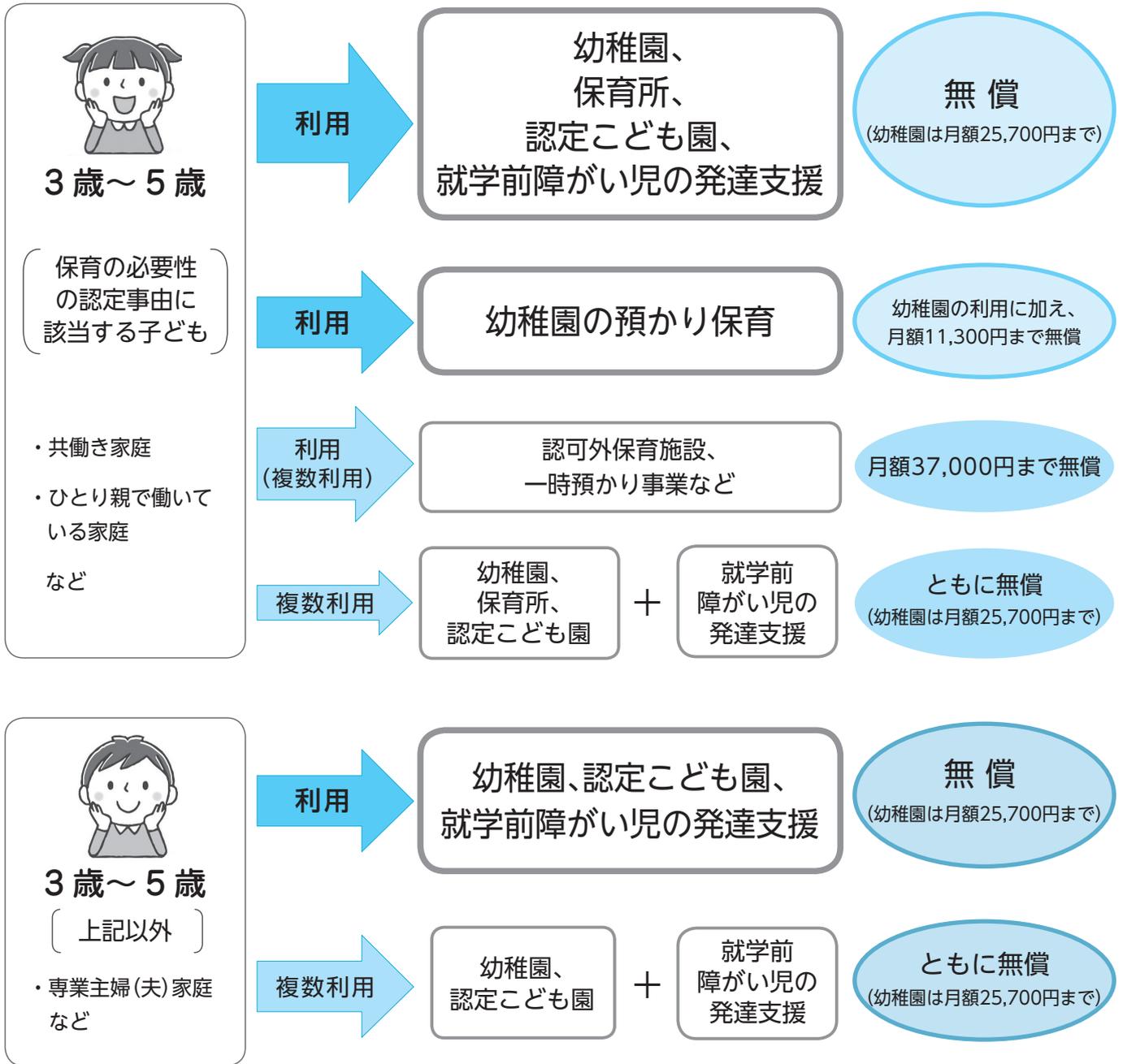
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
 (注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
 (注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

保育の必要性の認定について

事由	提出が必要な書類の内容	提出書類
① 就労 ※就労時間 月48時間以上	① 会社員・自営業（個人事業主または専従者）・農漁業（個人事業主または専従者）などで就労中（予定）の方 ② 育児休業中から職場復帰予定の方	就労証明書（育休から復帰の場合は、育児休業期間の記載が必要）
② 妊娠・出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産の方 ※出産日から8週を経過する日の翌日の月末まで	母子健康手帳の写し（表紙および出産予定日が分かるページ）
③ 疾病・障がい	保育を必要とする理由が、病気・障がい（保護者本人）の方	医師の診断書または身障・療育・精神保健手帳などの写し
④ 介護・看護	保育を必要とする理由が、同居または入院等している家族に対する介護・看護の方	医師の診断書または身障・療育・精神保健手帳などの写し
⑤ 災害復旧	災害などにより子どもの居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧のため保育できない方	罹災したことが分かる書類
⑥ 求職活動	就業に向けて求職活動（起業準備も含む）を行なっている方 ※同日から90日を経過する日の月末まで	求職活動報告書、求職カード、雇用保険受給資格者証、失業認定申告書の写しなど
⑦ 就学	就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方	在学証明書、学生証、時間割などスケジュールが分かるもの
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある方	子ども福祉課に相談してください。
⑨ 育休継続	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である方	就労証明書（育児休業期間の記載が必要）
⑩ その他	その他、上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

幼児教育・保育の無償化の主な例



※住民税非課税世帯については、0歳から2歳までの子どもたちについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注2) 例に記載はありませんが、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。

【問い合わせ先】 市子ども福祉課 ☎ 31-1380 ✉ kosodate@city.masuda.lg.jp